

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度 第2回松坂城跡整備検討委員会
2. 開催日時	令和3年12月23日(木) 午後1時30分から午後4時30分
3. 開催場所	松阪市産業振興センター2階人材育成講座室、松坂城跡
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	3名
7. 担当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部文化課 担当者：寺嶋 電話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 令和3年度事業について
- (3) 令和4年度事業予定について

### 協議事項

- (1) 動線整備基本計画(案)について

### 現地指導

### 議事録要約

別紙

令和3年度 第2回松坂城跡整備検討委員会 出席者名簿

日時：令和3年12月23日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

場所：松阪市産業振興センター2階人材育成講座室、松坂城跡

(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
委員長	千田 嘉博	奈良大学教授	城郭史
副委員長	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会会長代理	文献史
委員	河北 秀実	元三重県埋蔵文化財センター所長	考古学
	内田 和伸	奈良文化財研究所文化遺産部長兼遺跡整備研究室長	史跡整備
	小澤 毅	三重大学人文学部教授	考古学
	西形 達明	関西地盤環境研究センター顧問、関西大学名誉教授	土木工学

区分	所属等	氏名
オブザーバー	三重県教育委員会社会教育・文化財保護課	水谷 侃司
	三重県埋蔵文化財センター所長	竹田 憲治
	蒲生氏郷公顕彰会会長	高島 信彦
	松坂城跡を守る会会長	世古 潤壹良

区分	所属等	役職	氏名
関係部局	松阪市建設部土木課	課長兼総合運動公園管理事務 所長	野邊 敏彦
	〃 〃 〃	公園担当主幹兼公園係長	宇田 寛之
	〃 〃 〃 公園係	係員	山口 幸祐
	〃 〃 都市計画課	景観担当主幹兼景観係長	松野 直樹

区分	所属等	役職	氏名
事務局	松阪市産業文化部	部長	内山 次生
	〃 〃	文化・観光交流連携担当参事 兼文化課長	川村 浩稔
	〃 〃 文化課	文化財担当監	松葉 和也
	〃 〃 〃	文化財担当主幹兼文化財係長	中尾 珠巳
	〃 〃 〃 文化財係	主任	寺嶋 昭洋
	〃 〃 〃 〃	主任	高山 剛将
	〃 〃 〃 〃	係員	横山 知華子

傍聴者：3名

## 令和3年度 第2回松坂城跡整備検討委員会

### 議事録(要約)

日時：令和3年12月23日(木) 13:30～16:30

場所：松阪市産業振興センター2階人材育成講座室  
松坂城跡

#### 3. 報告事項

##### (1) 前回の協議内容の確認について【資料1】

事務局：【資料1】を説明。

委員長：先生方からご質問などがなければ、これをもって正式な議事録とさせていただきたいと思います。

##### (2) 令和3年度事業について

###### ①石垣動態調査について【資料2-1】

事務局：業務受託者である空間文化開発機構から説明します。

コンサル：【資料2-1】を説明。

委員：大きな変動はないということで良いと思いますが、トータルステーションの場合はもう少し長い目で見ると必要はあるかと思えます。少し質問がありまして、隣り合う石垣No.227と228は、同位置から観測したのか、それとも機械位置を変えていますか。

コンサル：同じ機械位置では見通せないなので、置き換えています。

委員：非常によく似た挙動を示しているの、同じ位置からの観測で、前回の機械高との誤差でこうなったのかな、と思ったのですが変えているのですね。

コンサル：同じように沈下傾向を示しています。一度計測し、機械高に問題があるかその場でチェックして、それで問題があれば測り直すということを行っています。

委員：それでは微動ではあるけれど、この石垣の周辺は表にあるような状況にあるということですね。

コンサル：No.227と228は昨年度間詰めを入れたところですので、垂直方向の沈下というのが

間詰めを入れた後に生じてきているということも考えられます。来年で計測開始から3年を超えますので、何らかの傾向が読み取れるかどうか、探ってみたいと思います。

委員長：ありがとうございました。いずれにしてもすぐに心配しなければいけないという状況ではないのですね。

コンサル：そのように判断しています。

委員長：それでは次に進めさせていただきたいと思います。

## ② 石垣整備（修理）工事实施設計について【資料2-2】

事務局：業務受託者である空間文化開発機構から説明します。

コンサル：【資料2-2】を説明。

委員長：先生方からご質問やご意見があればよろしくお願ひします。熊本城では、当初に決めた範囲で解体を進めていきましたが、結果的に背面に残す栗石層の角度が急になった、という事案がありました。委員会では解体の範囲を決めますが、安全第一です。それは適宜判断していただいて、必要があれば委員会にも諮っていただいて、安全に修復できるようにお願いしたいと思います。

委員：委員長がおっしゃった同じ現場の状況で、栗石に土砂が混入しているところが見受けられました。土砂が混入すると、雨によって不安定になりやすい。解体の時にそのあたりの状況を見ていただいて、土砂が入っているようであれば、安全に配慮した施工をお願いしたいと思います。

委員：石垣勾配について、小数点以下第2位まで書いているところもありますが、そこまでの精度が維持できますか。維持できるところまでで書いていただく方が良いでしょう。また、ベースの29.61mというのは、何を示した数値ですか。

コンサル：発掘調査でNo.21の隅角部の裾を調査していただきました。その結果、岩盤の上に今の角石が乗っているということを確認し、その角石が座っているレベルが29.61となります。この高さを基準に本来の勾配を推定してお示ししています。

委員：何の数値が分かるような説明をどこかに付けて下さい。

委員：2ページ目の1990年の調査箇所と2020年度の調査箇所が示されていますが、この部分で平面的に検出した建物の遺構というのは無かったと考えて良いのでしょうか。

事務局：はい、確認されていません。

委員：今回解体に伴って赤い範囲を掘削していくわけですが、90年に調査した箇所で一旦止めて平面検出をして、そこから石積みを一段ずつ下げていくというイメージでよろしいですか。

事務局：赤色の解体範囲については工事着手前に、もう一度発掘調査で表面の確認をいたします。その後、解体に入っていくという予定です。

委員：分かりました。

委員長：この場所は、2020年の発掘調査で隅の根石を確認していただいている、根石は岩盤の上に乗っていて非常に安定しているが、上の石垣は変形が進んでいる、という状況だと分かってきました。石垣の上面に大砲等が置かれていたことが影響したのではないかということでしたよね。原因は既に取り除かれていますので、積み直せばこれで安定するのではないかということだと思うのですが、近年の城郭石垣の解体修理をみると、単に栗石が背後に入っているだけではなくて、列状になっていたりとか、面的にしているところがあったりとか、色々な技術を凝らしていたということが少しずつ見えてきています。今回の修理でもそういったものがあれば適宜記録を取っていただいで、積み直しの時にそれを再現するのかどうするかはまた議論ができればと思います。

オブザーバー：2ページ目の解体範囲の赤色のところに2020年度の調査箇所のトレンチと、1990年の調査箇所のトレンチが直角方向になっていて、石垣の解体によりこれらのトレンチよりも深く掘削していくことになると思いますので、これまでの図面に、今回の掘っていった部分も足してきっちり断面で構築の様子を押さえられるようにしたら、良い資料になると思います。

委員長：資料の追記、書き方の修正、あるいは調査について、ご指摘をいただきました。先生方のご意見を踏まえて進めていただければと思います。次に進めます。

### ③ 便所建替えについて【資料 2-3】

事務局：【資料2-3】を説明。

委員長：先生方からご質問やご意見等あればお願いします。従来江戸時代の礎石が残存していると考えているものがあつたけれど、もしかすると新しいものも含めてそう認識していたかもしれない、ということでしょうか。

事務局：以前は、近世頃と近代以降という大まかな分け方をしていたのですが、近代以降とした中に、現代にまで近づいてきそうな礎石が含まれていそうだ、ということです。

委員長：そのあたりは最終的に報告書を刊行するときに明記していただいて、後々混乱が生じないようにしていただければと思います。次に進めます。

#### ④ 支障木・危険木伐採について【資料2-4】

事務局：【資料2-4】を説明。

委員長：説明のような形で進めていただいているということですが、先生方、いかがでしょうか。1mに切り下げる部分について、その木は生きていて、そこからまた枝葉が伸びてくるということですか。

事務局：そうです。木は枯れずにヒコバエが生えて葉がでてくるという、斜面の保護という観点から良い状況にあると思っています。

委員：完全に切ってしまうと斜面が崩壊する危険が増すということなのですね。そうならないように木を残すということですね。

委員：今回切るあたりは土塁の跡という場所になりますが、土塁そのものの保存についてはどのように考えていますか。

事務局：狭小箇所の拡幅補強工事をした際にも土塁上面の伐採を一部で行っていきまして、植生シートで覆うという処置をしています。今回切る箇所について、伐採後に観察を続けていきたいと考えていて、浸食を受けるなどの何か処置をしなければいけない状況が確認された場合には、シートをかけて保護していくということを考えています。

委員：ブルーシートのようなものですか。

事務局：簡易的な方法として、まずブルーシートなどで覆って保護する、その後には植生で守っていける様なシートで被覆する、ということを考えています。

委員：土塁そのものに生えている樹木が遺構に与える影響というのもあると思うのですが、それについてはどのような考え方になっていましたか。

事務局：樹木の調査をした際に支障木に分類している樹木になっていて、生長によって土塁を壊していつているという位置づけになります。

委員：将来的には、土塁上の木については伐採していくという考え方でよろしいですか。

事務局：はい。この図においても令和4年度以降に伐採予定の樹木は黄色で色づけしていますので、土塁上に点在しているものも黄色で示しています。

委員：わかりました。ありがとうございます。

委員長：まずはあまりにも木が茂っていて土塁があるか無いかも分からない状況でしたので、植生をコントロールすることで土塁を顕在化するということが大事であります。一方で急斜面に面していますので、単に木を切ってしまうというだけでは斜面の安定性に懸念がありますし、土塁は土盛りですので、雨が直接当たることになれば土塁そのものがだんだん崩れていくという恐れもあります。これまで木を切つて土塁を顕在化しようという話は会議の中でもしてきたと思いますが、将来的には土塁本来の形を整備して積極的に見せていくということも、今後検討していくことが必要だと、今の議論をお伺いして思いました。それでは次に進みたいと思います。

### (3) 令和4年度事業予定について【資料3】

事務局：【資料3】を説明。

委員長：細かなことはこれから後の協議事項で、ということになりますが、全体のところで指摘しておきたいということがあればお願いします。よろしいでしょうか。それでは4. 協議事項に入りたいと思います。まずは(1) 動線整備基本計画(案)について、資料4-1に基づいて説明をお願いします。

事務局：資料4とつくものは全て関連する内容となるため、少し長くなりますが通して説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長：はい、承知しました。

#### 4. 協議事項

##### (1) 動線整備基本計画（案）について【資料 4-1】

事務局：【資料4-1】を説明。

##### ① 園路・排水路整備案について【資料 4-2】

コンサル：【資料4-2】を説明。

##### ② 車いす対応の見学施設整備案について【資料 4-3】

事務局：【資料4-3】を説明。

##### ③ 補助手すり整備案について【資料 4-4】

事務局：【資料4-4】を説明。

委員長：非常に多岐に及んでいますので内容を整理します。動線計画の資料4-1のところですが、史跡松坂城跡の本質的な価値については良いと思います。視点場についても改めてここも視点場だという話はしなくてもよいと思います。それらを踏まえてどう動線を設定するかということと、かねてから動線と合わせて解決しようと言っていた本丸下段やきたい丸の雨水が溜まること。これは文化財としても公園の利活用としても悪い影響を与えているので解決したい、ということと合わせて、動線の計画、排水の計画の詳細についてご説明をいただきました。

その中で、大きなところとしては、健常者の方だけが本丸へ行けるということではなくて、車いすの方が途中までは車なども利用しながら本丸まで行っていただけるというのを今回考えよう。

もうひとつは排水に関する動線の設定、特にきたい丸側から上がってくる車いすの動線と合わせて排水の計画をして、滞水している状況を解決していきたい。

もうひとつは、園路の設定については、車いすが通れるところに関しては自然色舗装かコンクリートか細部はともかくとして、最短経路で結ぶだけではなく、お城の見どころはなるべくみていただけるようなルート設定にしていこうということがあったかと思います。

そういった中で、きたい丸のところについては、かなり広範囲に盛り土を行って、排水勾配をとっていくという案と、車いす用園路には盛り土をするけれども、滞水しているところに盛り土をおこなって排水の勾配をとるけれども、あとは自然に流れていこうから大規模な盛り土はしない、という2つの案が示されました。そして、視点場の一つの遠見櫓については、両側が高い石垣に囲まれた場所で、転落すれば重大事案発生というところなので、ここについては人止め柵か転落防止柵といったものを設置する必要があるというご提案でした。

最終的に本丸までは、今日ご提案いただいた原案で、車いすコースも設定しようということになりましたが、天守まで上っていただくことを考えると、かなり長大なスロープになりますので、どのように考えるか。ということで、A案、B案に加えてC案、ここまで検討して色々考えたけれど、現在の技術ではあまりにも大きなスロープになる。それから氏郷まつりのときに本丸空間を広く使うので、スロープをつけると地域で定着している利活用に支障がある可能性がある、ということでC案、本丸までは行くけれど、天守については将来的に解決することにしようというところの提案でした。

そして、かねてから議論をしていた、本丸の方へ南側から入っていく桁形の階段に手すりを付けたいという話についても、A～Cまで案を提示していただいています。いずれにしても年度内着工完成ですか。

事務局：動線整備基本計画が今年度中に完成予定で、施工は次年度以降です。補助手すり部分は、設計を含めて令和4年度に着工したいと考えています。

委員長：大きな基本的な方針を、今日決められるところは決めて、もう一度年度末に会議を予定しているので、遅くともそこでは確定する、ということですか。

事務局：はい。

オブザーバー：その時に、この事業計画の整備順を決めていくのですか。

事務局：3月の完成までに事業計画も組み上げて、改めて皆様に提示させていただきます。色々な整備が絡みますので、これをやってはこちらができなくなる、ということも出てきますので、ある程度今回で具体的な内容が決まってきたら、それに合わせて整備の順番も改めて組みます。

委員長：予算規模の問題も出てくるでしょう。すさまじく多岐に及んでおりますが、まずは何度か議論している車いすの方のルート、本丸の北側を回り込みたい丸を経由して本丸に入っていただく、という動線そのものについては、そのルートしかなかろうということであったと思います。排水計画についてはいかがでしょうか。

委員：きたい丸地区の水を、盛り土による傾斜で流れるように計画していただいている、園路の両側には皿形側溝ということですね。そうしますと、今までは自然浸透していた、きたい丸の水を表門の方にもっていくという形になります。そうでなくても表門のところは少し雨が降ると水が溢れるような状況が度々発生します。その辺

が、きたい丸の水をもってくることによってどういう状況になるのか。そこから下へ流すことは、どのような見通しを持っているのか、確認させて下さい。

事務局：資料4-1のP12をご覧ください。こちらは集水範囲と流末を示した図です。現状は黄色い部分の水が表門の方に流れ出しています。これを回避するために、新たに園路の新設で、きたい丸等から集まってくる水を、歴史民俗資料館の南西側の青色の矢印の方向に分水するということで、表門に集中している水を分散させよう、という計画です。

委員：グラウンドの方へその水を落とすのですね。そうすると、その先の水が堀跡とかに落ちてくるのですね。いわゆる花岡都市下水道の方へ落ちると思うのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

事務局：分水した水は、流末6という方向に流れていくこととなります。

委員：それが処理できるのならば良いですが、かなりの量が流れるのではないのでしょうか。

委員：これは集水面積も出ていますから、基本的には流量計算はされているのですね。

コンサル：はい、そうです。図面では分かりにくいのですが、グラウンドと史跡の境界に水色の線が入ってしまっていて、ここが水路です。この水路の構造は、ここに一旦水を貯めて上水を流末6へ流していく、という構造になっています。ですからそれを利用できないかなと思っています。おっしゃるように造成することによって、きたい丸の水はスムーズに排出されますので、当然何らかの対応は必要だろうということで、一部分でもグラウンドの方へ流せないかということを検討した資料です。

委員：きたい丸の水をそこまで流すことはないかと思います。どちらかというとならばA案よりもB案の方が、水は多少溜まるでしょうけども、自然浸透の力も利用できる。

委員長：排水計画に関しては、きたい丸をかなり広範囲に盛り土して勾配をとるA案と、水溜りができてしまうところは処理するけれど、まずは自然排水で流そうということとB案ですね。いかがでしょうか。

委員：B案でいけるのであれば、私もB案の方が良いと思います。ただ、局所的にピンクのところを上げないといけないのですね。

コンサル：園路自体を極力8%前後におさえる関係で、30～40cmくらい現地盤から上がってしまいますので、園路自体があまり目立たないように整備したいということで、できるだけ自然な形で違和感なく現地盤にすり付けを行いたいと考えています。

委員：図面を見ると盛り土をされるのは10cmとか20cmですから、見た目の景観的にはあまり変わらないのだろうと思うのですが、イメージとして分かりにくいですね。

コンサル：次回の委員会では断面図を付けるようにいたします。

オブザーバー：A案でいくと、きたい丸にある木はかなり切ることになるのですか。

コンサル：切らない方向で考えていますが、造成しても樹根の影響で上手く流れない可能性があるのと、ご指摘があったように全ての水がスムーズに外に出て行ってしまうのも問題なので、B案は、水が溜まらない程度にゆっくり自然に地形なりに流れていくところはあまり触らない方が良いのではないかという考え方です。

オブザーバー：皆さんもそうお考えではないでしょうか。

委員：皆さんのご意見に賛同いたします。

委員長：盛り土が多くなると、周りの石垣との関係も難しくなっていってしまいますからね。

オブザーバー：何か違う影響が出てくるでしょうからね。

委員長：では、今までのところでは、園路の全体計画はおよそこういうことであろうと。そして盛り土と排水の計画に関してはB案の方が良いと。そのようなご意見と承りました。

委員：スタンド側への排水の計画も少し詰めていただけるとよろしいかと思います。

委員長：そうですね。どの程度の溝になるのか気になりますね。斜面のところでは開放して水浸しというのではないですね。

コンサル：一番下までは新規の水路を作ることを考えています。

委員長：その点についてはもう少し詳しい資料や説明が欲しいということですね。

委員：流末の水路の関係も重要だと思いますので、そこを含めた計画を詰めていただければと思います。

委員長：次は人止め柵について、いかがでしょうか。確かに右も左も断崖で石垣ですので、行くと怖いところです。自己責任でと言っても、何もないと車いすの方は危ないでしょうし、健常者の方でも怖いですね。

事務局：現地を見ていただくと分かりますが、かなり高低差があるところです。もし電動車いすの方が上ったときに、不慮の動きが起こらないとも限らないので、何らかの措置は必要かと思います。色々な手段があるとは思いますが、今考え得る手段はこういったものかな、ということで作成した資料になります。

委員長：案としては人止め柵を設置したいということですが、積極的にそれは不要であるというご意見、あるいは別のご意見ありますでしょうか。

委員：事務局から説明があったように、電動車いすの誤作動や操作ミスがあったら危ないですから、私はやはり何らかの柵が必要だと思います。ただその場合に、柵の縦棧の間隔をそんなに細かくする必要はないだろうと思いますので、もっと粗くても、最低限車いすがそこに当たって止まる形であれば十分ではないでしょうか。

委員長：柵の細部のデザインはこれからですね。今日は柵を設置する方向で考えるということの結論が出せるかどうか。

委員：私もここには柵が必要だと思うのですが、左上の図を見ていただくと、遠見櫓の上はちょうど表門の正面になります。ですから、下から柵が見えないようなことが大事かと思います。人止めというよりも車いす転落防止用でしたら、そう高くしなくても良いではありませんか。できるだけ低くしていただいて、下からそれが見えないようにするという工夫は必要かと思います。

事務局：先ほどの縦棧の間隔に関しては、変更はできると思います。

コンサル：柵の高さについては、一つの基準として、転落防止として1.1mという基準はありますが、車いすに対する明確な基準はありません。スロープを付けたら転落しないように80cm前後の柵を設けるようにという基準はあります。それに準拠するのであれば、やはり80cmという高さが要るのではないかと思います。付けるか付けない

いかの判断と、高さをどう考えるかということもご審議いただきたいと思います。

委員：目的をはっきりさせたいのですが、車いすのみを目的としますか。歩く人を前提としないで、車いすが転落しては困るので、それを物理的に止める、というのを目的とするのかどうか。事務局としてはどう考えていますか。

事務局：車いす対応の視点場ということで、行おうとしているところですので、車いすの転落を防止したいと考えています。ただ、その措置をとることによって、逆に健常者の方が危なくなるというのであれば、それは避けなければいけないと考えます。

委員：車いすを物理的に止めようというのであれば、柵でなくても30～40cmあるツツジの植え込みでも可能ですよね。歩く人は跨いでいってしまいますけども。だから本当に車いすだけの乗り入れを防止するというのであれば、ここまで高い柵は無くても良いかなと思います。あるいは20～30cmある段、U字溝をひっくり返したようなものを並べることで、物理的には侵入防止にはなります。だから目的さえはっきりさせて、最低限のことを機能させて、あとは景観的な側面に配慮したものにすればよいと思います。

オブザーバー：自分たちにとっては松阪公園として、憩いの場と思っていますが、整備は景観を主に整備して、その中に車いすへの対応とか排水の対応があるのは良いと思います。景観に軸足を置いた整備の方が良い。

別で教えてもらいたいことがあって、資料のP14に「スタンドの撤去と修景」とありますが、ここは道路から一番見えるところです。修景という言葉は、どのように理解すれば良いのでしょうか。また、P13、同じ場所に「坂路の設置」と書いてありますが、これはやはり車いすへの対応ですか。どのように理解すれば良いですか。

委員長：では最初の質問については専門の委員がみえますのでお答えいただければと思います。史跡整備における修景とは何か。

委員：修景というのは便利な言葉なので、色々に使えますけども、この脈絡からすると、スタンドを撤去して修景するとなると、階段状の部分は無くして、植栽を植えるという意味かと思うのですが、どうですか。

事務局：スタンドは将来的には撤去していくという方向です。整備基本計画からの引用となりますが、そこにスタンドの撤去と修景ということがありまして、スタンドが撤去されたら、そこを植栽や芝かもしれません、そういったもので景色を整えていく、

そういった方法を考えていきますよということになっています。

委員：スタンドの構造は、コンクリートで固めた階段状のもので、椅子は設けていない、そういうものですか。

事務局：はい。

委員長：では坂路の方は。

事務局：管理車両や福祉車両が見学者と同じところから出入りしているという課題の解決のために、どこかに管理車両の進入経路を設けなければいけません。スタンドの撤去に合わせてここに坂路を設けたいという長期的な方向性をここで検討して、次の整備基本計画の改定の際にはそれを盛り込んで、ここから車両が上がる、車いすの方も上っていけるような設備をここで工夫できるのではないかと考えました。

オブザーバー：小さい頃からこのグラウンドを使っていますが、このスタンドは勾配がきつい。雨水の処理をしっかりとしなければ、雨で崩れるのではないかと心配です。それにここはお城がよく見えるところですので、ある程度木がさっぱりして、石垣などが見える様になったのに、裾の方が車の進入路になっていると、矛盾するようになるのではないかと気がして、修景という言葉だけでは納得しにくい。

委員長：これは中長期計画ですので、方向性としては将来こういうことを考えたいということを出しておきたい、ということですね。これをすぐにとということではなくて、史跡の中に本来無かったグラウンドの段があるので、史跡整備としては本来の山の形に戻していこうと。今ご指摘がありましたように、安全性、安定性は重要で、事故や崩落を招かないように、というのは当然のことです。雨水の排水をこちら側へというのは比較的短期の計画ですけども、将来長期的に考えたときにはこのように修景していくという計画とも矛盾しないような形で、というのはご指摘の通りだと思います。そのようなご指摘があったということに十分配慮して、中長期の計画の中でこのグラウンドの修景と撤去、本来の歴史的な景観に戻していくのだということを考えるというところで、これについてはそういうことでまとめていくということをお願いできればと思います。

先ほどの、転落を防止するということですが、今までの議論で言うと、健常者の転落を防止するというよりは、車いすの方への対策であるということ、そうであれば大手門からの歴史的景観に配慮して、デザインについては色々な考え方があ

るであろうというところで、基本的には車いす対応の転落防止柵設置は行うが、その詳細なデザインについては次回、ということよろしいでしょうか。

事務局：ご意見のあったことを整理します。

委員長：もうひとつお願いしたいことがあります。市役所前の道路は電柱や電線が多く走っていて、お城と一緒にそれらが見えることになる。これは史跡外ですが、そこから見える景色をどのように整えていくかというのを、市役所としては全庁的にご検討いただけたらと思います。

それでは次にスロープについてです。A～Cの案を出していただきました。大きな論点としては、天守台の上まで車いすで進んでいただくのか、また現状の技術では歴史的なお城の景観を考えるとそれは良くないのではないかとということでC案のようにまずは本丸まで行くということを実現することを考えるのか、ということだと思います。その点についてはいかがでしょうか。

委員：A案B案では景観に対する影響があまりにも大きすぎると思います。こんな構造物を作ったら、いったい何を見に来ているのか、スロープを見にきているのかと言われてそうで、これは避けていただきたいと思います。C案で進められるのであれば、これでよろしいかと私は思いますが、どうしても上まで上りたいという意見が強いようでしたら、敵見櫓と付櫓の間の突出部、ここまで上るようなスロープであれば勾配も緩和しますし、影響が少ないのではないかと思いますので、どうしてもというのであれば、そこまでということはいかがでしょう。

委員長：天守台だけではなく付櫓のところも本質的な価値をしっかりと整備していくという方針を出したいということでしたので、そうすると天守のところまででなくても、一段下の付櫓までで収めるということもあるのではないかとのご意見ですが、いかがでしょうか。できるのであれば身体状況に関係無く史跡を体感していただけるように天守台の上まで行っていただけると良いと思いますけども、現在の技術で基準に合ったものをつくるとこのように長大なものになってしまうということはよくわかりました。

委員：私もA案B案のような大規模なスロープになるとは思っていなかったものですから、もちろん車いすの方にも天守台へ上がって見ていただきたいと思っていましたが、ここまで大きくなると景観に問題がある。C案ですが、石段にかなり段差がありますので、車いすは無理でも、せめて足の不自由な方が手すりでもって上がるような。ここは天守台なのでだめですが、例えば敵見櫓の内側の狭い石段のあたり

に、ちょっとした手すり付の補助階段のようなものを付けていただければ、敵見櫓までは上っていただけるのではないかと思います。

委員：文化財と障がい者のどちらをとるかということは、昔から議論があつて、私の若い頃は障がい者をおいておき文化財を守るという方向でした。しかしその考え方も変化してきています。昔、寺院の山門にスロープを付けるかどうかという議論があり、文化財を壊さずにスロープを被せるという対策をとったことがあります。当時は画期的な話だと思ったのですが、今はほとんど当たり前になっています。今回の事案が出ているのもかなり画期的な話だと思うのですが、将来的にはどのように考えが変わっていくか分かりませんので、慎重にやっていかなければいけないと思います。車いすの方が上へ上がった時に何を求めているかということです。自分が子どもの時は、一番上へ上りたいという気持ちがあつて、ここだったら天守台のところに上りたい、単に上りたいのと、上から見て自分が殿様になった気分になってみたいというのがある。それでいくと、天守台まで行かなくても、敵見櫓あたりまでいけば見えるのかなとも思いますし、そういう要求をどこまで考えてあげるのかということが、ひとつの問題かと思えます。それからC案ですが、これだけだと、どのような内容の説明を持った資料なのか分からない。上へ上らなくてもここで満足できるという説明ができるのかどうか。単に文字が書いてあるだけなのか、あるいはCGか何か、バーチャル的な手法をとるのかどうか。具体的にお金もかかることだし、どういうふうにやっていくべきという提案は、今ここでできないだろうというのが私の正直な意見です。

委員：私も、構造物による景観的な影響があまりにも大きすぎると思います。多くの人に利用してもらうことは重要だけれど、バランスを考えていくと厳しいと思います。車いすの人に上がってもらうというのを目的とするのであれば、管理体制にもよりますが、車いすの人のためのイベントか何かで、何人かが支えて持ち上げるといふようなことでも目的は達せられる。常設でこれだけ影響があるものに費用をかけて作って、目的と手段のバランスを考えると、厳しいのではないかという気がします。C案は、A案、B案と並べて出すものではなくて、全体的な展示計画の中での話なので、ここで唐突にイメージ図の作成と言われても、これは全体のサイン計画の中で示してもらった方が良いと思いました。今回A案B案が出ていますけども、この計画の中では無理をせずに、もう少し期が熟すのを待って判断されるのが適当なのではないかと私は思います。

委員：私は今のご意見に賛成です。今、急いで作ってしまうのもどうかと思います。あるお城でも、このようにハンディキャップを持つ方々への対応をどうするかという

議論になっており、そこでは、近年の技術の進歩はすごいので、近い将来、非常に手軽なロボットであるとかができる可能性も十分にあり、そういう技術を待つのも一つの手ではないかという意見も出ておりました。今のご意見も合わせて、そういうことも考えれば、性急にこのようなことをしなくても良いのではないかと思います。

委員長：ということで、会議の全体の流れとしては、天守の全体の上までスロープをつけるのは歴史的な景観に与える影響があまりにも大きすぎるということと、技術の進歩を待ち、今無理して整備してもしばらく後になるとなぜあのかきあんなことをしたのだろうという事になってしまう可能性もありえるのではないかと、ということで、今回は上までスロープを付けるという案は一度取り下げて、本丸までのルートをしっかり確保する。その場合にどのような説明をするかということについては、別途全体の計画の中での案内計画の中で立案して議論していくべきだということで、C案ということではない、というのが議論の概要かと思います。個人的には、敵見櫓くらいまでは小さいスロープで上れないかなという気はするのですが、それもあまり小さくはならないのでしょうか。

事務局：8%勾配を守るのであれば、敵見櫓まで約28mという距離が必要になります。

委員：それならば敵見櫓まで上がるとすればこういう設計になります、というのをもう一度作っていただいたらどうですか。

事務局：わかりました。

委員長：それでは、天守までというのは景観への影響が大きすぎるのであきらめるけれど、敵見櫓まではなんとかならないだろうかということは改めてご検討をお願いして、それでできるならば良いし、だめだとしても、こういう議論をしたけれど今回は諦めましたということをきちんと記録に残す、ということでもよろしいでしょうか。それではそれを今日の結論にしたいと思います。

では、次に補助手すりについてです。これも具体的な案が出されました。こちらについては先ほどの車いす動線とは別で、徒歩で上ってきていただく、歴史的な本来の道筋というのを体感していただくことを意図している動線上の、本丸にかかっていくところになります。

委員：図示した部分に手すり案というのが示されているのですが、他の部分でも同じようなことが考えられるのでしょうか。その中でこの部分をどう施工しようかという

考え方を持つのと、単発でここだけ考えるというのでは、考え方が変わってくるように思いますが。

事務局：補助手すりに関しては、石段部分に設置することを計画しているものです。資料4-1のP13、資料4-4の図で示している範囲です。史跡全体の中でも、ここで示している部分のみの計画です。

委員：城内で石段があっても、他のところでは考えないのですか。

事務局：設定している見学コースの中の石段部分ということです。

委員：見学コースの中ではここしかないのですか。

事務局：あとは天守台に上っていく正面の石段がありますが、そこは歴史的に復元していきたいという志をもっているところですので、含めていません。

委員長：実際には石段ではなくてスロープだけどもっと急傾斜というところもあったりするのですよね。これも長い議論の歴史があって、いよいよというところですが。

委員：事務局で各案を比較する表を作っていただいたので非常にわかりやすいと思います。この案の中で検討すると、事務局が推しておられるA-1が一番影響が少なく妥当で、ベターではないかと思います。

委員：A案が一番良いと思いますが、気になるのは、石段の段差の高いところです。例えばB-1のように、もう少し補助段があると良いのではないかと思います。基本的にはA-1のイメージで、補助段を置いていただくと考えやすいと思います。

委員長：確かにそのようにしているお城の整備例はけっこうありますよね。手すりの付いているところだけは階段の段差が小さくなっている。本当はオーダーメイドで蹴上げの高さが同じになっているようなものを置いていただくと歩きやすいと思うのですが。

委員：補助段を置くと、補助段の角に足をぶつけて怪我をされるということもしばしばあるので、蹴上げが高いところに関してはもう少し土を足してスロープを入れるということで対応できるのではないのでしょうか。その方が景観的な影響も少ないのではないのでしょうか。

委員：ご指摘の通りと思います。

委員長：いまのところA-1案が良いのではないかと、段差がまちまちになっているので、補助段を入れるということも考えられますが、少し土を入れることで、つまずかずに上りやすい、手すりとセットになった階段ができるし、歴史的な景観への影響も少ないのではないかと、というご意見であります。その方向でよろしいでしょうか。

オブザーバー：このA-1案にするとしたら、両サイドに施工されるのですか。片側ですか。

事務局：片側です。

オブザーバー：写真の右側に溝は無いですね。右側に手すりを付けた方が良いのかなと思うのですが。景観上はどちらが良いのかなということも気になります。

事務局：石垣の溝の無い側に付けますとあまりにも石垣に接近しすぎて、例えば石垣の修理を想定しますと、少し離れた水路側が適切かと考えました。

景観上どちらであれば守れるかということは言いきれませんが、どちら側に付けた方が落ち着くかということは現地で検討しました。基本的には左側に付けていくというのが落ち着くのかな、というのが肌感覚としてありました。本丸下段から上段へ上がっていくとする時に、最後の階段を上り始めた正面に手すりが見えにくいのは左側ではないかという配慮もあります。

委員長：それでは手すりについては今のところA-1案を原則とする。蹴上げの高さの差は舗装で調整できるような方法を合わせてとった方がいいと。手すりを右左どちらに付けるかということでは、左側には水路が石垣下を通っているの、石垣と手すりの距離をとることができるので、石垣のメンテナンスが必要になった時にも手すりを撤去して、ということを経済的に済む。それからお城好きな人は石垣が見たいという人もいると思うので、距離感が取れていけば石垣も見ることができるということで、左側に付けるほうが良いだろうということです。細かなデザインについては今後というところで、まずは今のような形で、見学用の通路の階段があるところに限定して設置する。ただし天守台に上がっていく付櫓のところは別途整備を考えるので、そこは施工範囲に含まない、ということよろしいでしょうか。それではご賛成いただいたということよろしいでしょうか。

事務局：デザイン案ですが、デザイン1、2ということで、こういった形状、色味というこ

とで検討したのですが、これは改めてということによろしいでしょうか。

委員長：イメージとしてはこういうものだと思うのですが、手すりには沢山種類があります。

事務局：わかりました。改めてお示しします。

委員：構造的に耐えられるものであれば、シンプルな方が良いと思います。1案と2案であれば1案の方がそうだと思いますし、構造と景観を含めて案を出していただければと思います。

委員長：材質や色目は次回確認するというので、ここでは手すりについてはそのように決定したということにしたいと思います。細かなことについてはまた改めて資料などを出していただいて決めていくということにさせていただきたいと思います。ということで、次お願いします。

## 5. その他

### (1) 次回委員会について

事務局：次回の委員会についてですが、本計画は、年度内に策定を完了したいと思っていますので、第3回の委員会で、最終的なゴーサインをいただきたいと思っています。2月の下旬から3月の半ばくらいまでには第3回委員会を開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長：それでは予定した協議事項は以上ですが、委員の先生方から何かご発言いただくことがございましたらお願いします。

オブザーバー：他の高所への柵というのは考えているのでしょうか。

事務局：現状では、道路に面した外周部分の柵のみという方針で整備しておりますので、それは今後も踏襲していきたいと考えています。遠見櫓で今回は、車いす対応の視点場ということで車いす用の転落防止柵を検討させていただきましたが、その他で新たに設置するという予定はありません。

オブザーバー：あれ以外はないのですか。その理由は。

事務局：先ほどから議論もありますけども、城郭としての景観を重視して、というところがあります。史跡の範囲内にはそういった施設はありませんよということ、史跡内

のサインや注意喚起で対応していこうと考えています。なぜ外周にはあるかという、外周から出てしまうといきなり道になってしまうので、史跡内の話だけでは済まないということで、外周のみに柵を設けているという経緯があります。

オブザーバー：このような議論は終わっているのですね。

事務局：そうですね。それを踏まえて整備基本計画や保存管理計画があって、今回の計画があります。

オブザーバー：わかりました。

オブザーバー：サインのデザインの統一について、どのように考えているか、お示しいただけるとありがたいと思います。

委員長：それはまた別途議論してということになりますよね。

事務局：今回はそこまでの準備はできませんでしたが、今後サイン計画でデザイン、統廃合案も必要になってくると思いますので、できる限りそういったところも検討していきたいと思っています。

委員長：ありがとうございました。それでは以上で協議事項は終了とさせていただきますと思います。一旦、議事をお返しします。

事務局：この後ですが、現地を確認していただいて閉会となります。

## 6. 現地指導

事務局：まず、二ノ丸のトイレですが、形がわかるようなところまで進んできました。

事務局：このあたりから、補助手すりの設置エリアです。やはり左側に設置と感じていただけるのではないかと思います。現状では簡易な舗装で補修しておりますが、土系の舗装を行い、コンクリートの置き式基礎による手すりを設置することになります。蹴上も舗装によりまだ改善する余地があることも確認いただけたと思います。また、今年度から一部で発掘調査に着手する予定で、水路から水路までをトレンチ状に確認しようと思います。中御門跡も舗装することになりますが、この部分の調査も必要と考えますが。

委員長：門の痕跡が確認できれば、舗装でその部分の色を変えると良いと思います。

事務局：本日の資料に記載できなかったのですが、本丸下段から上段への途中2本も伐採することになります。

委員長：本丸上段まで来ましたが、天守台の前もすっきりして景観が良くなりましたね。そして、ここがスロープ案の場所ですね。スロープを折り返す等の工夫で小規模にできないでしょうか。

コンサル：75cm上がるごとに平坦面が必要なので、それが大きくなる要因の一つです。

事務局：途中まで上がるスロープの検討資料を作成するようにします。

事務局：天守台の隅角部の裾をみていただきたいのですが、構造上の疑問があります。元々このあたりは埋まっていた可能性があるのではないかと思います。

委員長：あり得ますね。

事務局：実はこの辺の石段は本来のものではなく、埋まっていたのではないかと思います。

事務局：そして、天守台へあがるこの小さな階段ですが、かなり危ないので、簡易な階段を置いてはどうかと思っています。

委員長：これは確かに何か対策しないといけませんね。必要なことだと思います。

事務局：石段の復元は難しいと思いますので、置き式の簡易な階段が適切かと思っています。そして、先ほどの議論の中で委員がスロープの代案としておっしゃった置き式階段の場所は、こちらの側にある石段になります。

事務局：天守台南側ですが、この辺りから舗装整備の予定箇所です。

事務局：次に、ここが特に水溜まりのひどい部分です。次は本丸下段のトイレに向かいます。

委員長：現在ある「石垣注意」の看板ですが、何に注意したらいいのか分からないので、表

現を整理する必要があると思います。

事務局：本丸下段トイレをみていただいて、敵見櫓跡の視点場へ向かいます。このように少し大回りしていくルートになる予定です。

委員長：月見櫓跡も上がれるといいですが、どこもかしこも、とはいきませんからね。

事務局：敵見櫓まで来ました。ここが大手筋も見えて眺望が良いと思います。そして、設置予定の柵ですが、ある程度端から控えることを考えると、下から見えないようにすることができそうに思いますので検証します。

オブザーバー：やはり柵は車いすに対応する視点場のみに限定して設置する方針が良いと思います。

事務局：では、土塁上の伐採予定地をみて、坂路の検討箇所をみていただこうと思います。

事務局：狭小箇所の補強工事で土塁部分の伐採をした箇所です。このように植生シートで覆って保護しています。そして、ここの斜面の樹木はかなり切り下げてありますが、枯損せずに良い状態であると思います。今年度伐採するところも同じような景観になっていきますし、この先も同様です。

委員長：土塁の切れ目部分は崩落してしまっているのですね。復元となると斜面からとなるのでできないですね。現状の土塁を保護していくしか手がないですね。

事務局：では、最後にグラウンドの方へ下りて行きます。

コンサル：この辺りが長大な柵として機能するように工夫されています。

委員長：スタンドでかなり改変されているので、坂路を設置するにはここしかないという感じがします。

オブザーバー：ここの細い水路へ分水するのですか。

事務局：現状では他に手段がありませんが、もう少し整理します。

事務局：それでは、ご出席のみなさま、大変お忙しい中ありがとうございました。これにて

第2回の松坂城跡整備検討委員会を閉会させていただきます。